

伊豆市監査委員 告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 4 の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 17 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 杉山 誠

記

1. 監査の期日 平成 29 年 1 月 12 日 (木)

2. 監査の対象

建設部：用地管理課、都市計画課、上下水道課、建設課

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を実施した。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、事務事業及び予算執行状況は概ね適正に処理されているものと認められた。

5. 監査の概要、意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

【建設部】

(1) 用地管理課

① 本年度の市営住宅維持補修工事は、立野団地外壁塗装工事 (2,581 千円) 他、16 団地の修繕工事 (8,871 千円) を行った。9 団地で借地をしているが、借地料の合計は 10,168 千円である。一方、12 月末現在の市営住宅及び駐車場使用料の現年度分調定額は 63,232 千円、過年度分調定額は 14,766 千円となっている。

市営住宅使用料の過年度滞納額は 13,698 千円となっている。滞納者には、分納制約、明渡し請求の措置などをとっていると説明を受けたが、納付が遅れ気味の入居者にも早めの対応をとる必要がある。また、滞納者の資力や現状等を調査し、不能欠損処分等の手続きも進めていただきたい。

② 本年度の道路・河川占用料の現年度分収納率は、12 月末現在、道路占用が 96.2%、河川

占用が 94.9%となっている。また、過年度分滞納額は、道路占用料 2,257 千円、河川占用料 1,690 千円となっている。

収納方法については納付書のみとのことだが、納付忘れを防ぐためにも口座振替の方法なども検討されたい。また、滞納者に対しては電話催告や臨戸訪問などにより未納額の圧縮を図るとともに、実態を調査の上、市営住宅使用料と同じく不能欠損処分等の手続きも進めていただきたい。

③ 国土交通省が進める天城北道路工事進捗状況は、大平 I C から完成部分までの区間は 2 月頃から橋桁部分を工事予定。大平地区建設発生土処理場は、来年度中に完成し用地返却を目指す。湯ヶ島第 2 トンネルは、全長 1,016m のうち 870m 付近を掘削中で本年度中に貫通予定。矢熊地区から月ヶ瀬地区に架かる狩野川横断高架橋は、アーチ部分のコンクリート巻き立て作業中であるとの説明を受けた。

④ 地籍調査は、計画地区の全行程を 3 年サイクルで行っている。本年度は八幡（Ⅱ）、土肥（Ⅸ）、熊坂（Ⅲ）地区が終了となる。本年度の調査面積は 1.79 k m²、全体の進捗面積は 24.37 k m² で、平坦地における進捗面積は 69.31%、全体面積に対しては 8.44% となっている。土肥地区は平成 17 年度からの調査開始であり進捗が遅れている（進捗率 2.75%）が、東日本大震災以降、県から津波避難対象区域について優先的に事業を進めるよう指示があり、平成 27 年度から小土肥地区の調査に入り、来年度からは八木沢地区の調査に入る要望を県に出していると説明を受けた。

地籍調査事業は、公共事業の円滑化、土地トラブルの未然防止、課税の適正化等に効果のある事業だが、一番の大きな効果は、自然災害により土地の形状が崩れても座標値で元の位置を容易に確認でき復旧事業を円滑に進められることにある。沿岸地域は津波被害も想定されることから、予算の確保、職員の確保を図り一層の事業推進を望む。

(2) 都市計画課

① 都市計画の見直しは、まず本年度末に田方広域都市計画区域から伊豆市（修善寺地区）を分割して、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を廃止し、区域区分の代替措置として特定用途制限区域を指定する。次に平成 32 年度末までに伊豆市全域に都市計画区域を拡大して、伊豆市として一体的な土地利用を図る計画である。

第 4 回議会定例会で 1) 伊豆市特定用途制限地域に関する条例 2) 伊豆市都市計画施行条例 3) 伊豆市水害に備えた土地利用条例が可決された。これら条例の対象は現時点では修善寺地区のみであるが、最終的には市全域で適用することを予定している。今後も丁寧な説明で住民の理解が得られるよう進めていただきたい。

② 都市計画を考える中では、まち並みや自然景観の保全も課題となる。それに対応するため、市は景観まちづくり条例を制定し景観に配慮したまちづくりを進めることを計画している。この条例は伊豆市全域を対象として、主に大規模な建築物や太陽光発電施設等の工作物に対し、建築物等の高さ、形態、色彩などの制限などを定めるものである。

特に 1) 修善寺温泉・桂谷地区 2) 修善寺駅前 3) しろばんばの里（湯ヶ島温泉） 4) 土

肥温泉周辺の4地区は、景観上特に重要な場所であることから景観まちづくり重点地区に指定し、建物等の形、色、高さなど、地元の合意形成により地域の実情に応じた計画づくりをすすめることを目指しているとの説明を受けた。

景観条例の制定により、一般市民も景観に対してどのような配慮が必要となるのか、意識向上のための啓発も推進していただきたい。

- ③ 修善寺駅周辺整備事業は、平成22年度から工事を進め平成27年度に完了したが、駅北駐車場等の利用状況と事業効果について確認した。本年度の駐車場利用状況は、12月末現在で21,509台の利用があり、うち有料駐車は5,152台で、2,473千円の使用料収入であった。観光案内所利用人数は42,148人で、うち外国人は3,413人であった。また、伊豆箱根鉄道の利用は、平成27年度の年間乗降客数は886,713人で、前年度比で1.0%の増となっている。

この事業の目標の一つである、修善寺駅の利便性、安全性の向上のため、南北通路（駅西広場）の設置、駅南ロータリーの公共交通と一般交通の輻輳の改善、歩道整備による歩行の安全性の向上、駐車場を整備等、課題への対応を図ったと説明を受けた。

事業評価については、駅を市民がどのように感じているかなどのアンケートを平成27年度に行ったが、これは整備途中の調査であったため再度調査し検証をしていただきたい。

(3) 上下水道課

- ① 水道管の布設替工事は、毎年2億円程の予算で、漏水の多い箇所から順に更新しており、工事延長は2km程であるという。本年度は、1) 年川排水管布設替工事 2) 下白岩送配水管敷設替工事 3) 茅野送水管布設替工事等を行っている。

水道事業については、人口減少とともに全体の使用料が減少しているが、平成26年度の料金改定以後、黒字経営が続いているため現時点では料金値上げの考えはない。ただし、国からは平成32年度までに経営戦略を作成することを求められている。今後は施設の更新も含め水道料金も検討したいとの説明があった。

- ② 下水道管渠工事は、大平地区と城地区で進められている。大平地区は契約額118,800千円、工事延長194.6m、城地区は契約額24,436千円、工事延長222.9mである。特に大平地区については、国道区間が主となり交通渋滞を防止するために夜間作業を主体とし、地中を掘削して管を埋設する工法をとっている。これらの事業は、社会資本整備総合交付金として国から1/2の補助を受けている。本年度の工事で下水道に接続可能となる軒数は大平地区2軒、城地区4軒であるとの説明を受けた。下水道の接続率も課題となっているが、完了後は、個々に接続の交渉をしていただきたい。

- ③ 上下水道料金の徴収業務は、平成27年度から民間会社の(株)ジェネッツに委託し行われている。委託契約の期間は平成32年3月31日までの5年間で、本年度の契約金額は42,746千円である。翌年度末収納率の比較では、12月末時点で水道、簡易水道、下水道事業において、すでに前年度末時点の収納率を上回り、総収納率についても98.06%で0.51ポイント

ト上回っている。

口座振替の推進や催告状の発送、分納誓約、給水停止などの対応により収納率向上に努めた結果であると思われるが、さらなるサービスの向上と収納率の向上を期待する。

(4) 建設課

- ① 市道横瀬大平線（湯川橋）の改良工事は平成 20 年度から地元と協議し進められてきた工事だが、いよいよ大詰めを迎える。交差点改良工事は、国道の改良工事に合わせ進められており、信号機設置に合わせ 1 月末までに完成予定となっている。湯川橋から国道までの両側歩道整備及び市道梁見 2 号線の改良工事は 3 月中旬に完成予定であることを確認した。この交差点には信号機が設置され、歩行者や車の安全性が確保される反面、信号機が増えることによる渋滞も考えられることから、各信号機の連動調節により安全でスムーズな交通が確保されることを望む。
- ② 6 月に発生した豪雨及び 8 月、9 月に発生した台風 9 号、16 号により 11 件（農地 6 件、農業施設 5 件）の災害復旧工事が発生した。6 月発生 of 災害 1 件はすでに復旧工事を施工中であるが、残りの 10 件は 12 月に補正予算が承認され、1 月に指名競争入札を行う予定であることを確認した。早期完成に向けて工事を進めていただきたい。
- ③ 地区要望（1 地区 5 件以内）・一般補修箇所情報に対する対応状況は下記のとおりであった。合計の実施率については建設課関係の要望が前年度比 69 件増加したことなどにより 13.2 ポイント下回った。実施件数別では地区要望箇所の実施が 23 件増加し、一般補修箇所の実施は 57 件減少となった。また、要望に対する地区への回答は書式を変え、実施できない場合は理由を添えて回答すると説明を受けた。

限られた予算の中での執行となるが、今後も緊急性があるものや危険を伴うものなどの対応は迅速に進めていただきたい。

【平成 28 年度地区要望・一般補修箇所情報（平成 29 年 1 月 12 日現在）】

合計

項目	要望数	建設課関係要望	要望実施済	実施率
件数	578	495	160	32.3%

地区要望

項目	要望数	建設課関係要望	要望実施済	実施率
件数	358	316	81	25.6%

一般補修箇所情報

項目	要望数	建設課関係要望	要望実施済	実施率
件数	220	179	79	44.1%